政令第百八十八号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十九号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

航空総隊司令部に、航空総隊副司令官一人を置く。航空総隊副司令官は、空将をもつて充てる。

2　航空総隊副司令官は、航空総隊の隊務につき航空総隊司令官を助け、航空総隊司令官に事故があるとき、又は航空総隊司令官が欠けたときは、航空総隊司令官の職務を行う。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三航空総隊司令部の項中「幕僚長」を「航空総隊副司令官　幕僚長」に改め、同表航空方面隊司令部の項及び航空混成団司令部の項を次のように改める。

航空方面隊司令部	
航空方面隊副司令官	一種
幕僚長	二種
航空混成団司令部	
航空混成団副司令	一種
幕僚長	二種

附　則

この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直人**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

24　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して、職員が自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定による派遣を命ぜられた場合及び防衛省の機関の職員が当該派遣に準ずる派遣として防衛大臣が定めるものを命ぜられた場合における死体処理手当及び災害派遣等手当の支給については、別表第五死体処理手当の項中「防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法」とあるのは「自衛隊法」と、「職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者を除く。）」とあるのは「職員又は附則第二十四項に規定する防衛大臣が定める派遣において行う遺族に引き渡すために死体を取り扱う作業に従事する防衛省の機関の職員」と、「三千二百円」とあるのは「二千円」と、「額（心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める作業にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」と、同表災害派遣等手当の項中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害その他の防衛大臣の定める大規模な災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は」とあるのは「自衛隊法第八十三条若しくは」と、「派遣された職員」とあるのは「派遣された職員又は附則第二十四項に規定する防衛大臣が定める派遣を命ぜられた防衛省の機関の職員」と、「作業に引き続き二日以上従事するもの又は人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）」とあるのは「作業に従事するもの」と、「千六百二十円（災害対策基本法」とあるのは「三千二百四十円（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）」と、「及び原子力災害対策特別措置法」とあるのは「及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）」と、「（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）」とあるのは「にあつては、四万二千円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」と読み替えて、これらの項の規定を適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（次項において「新令」という。）附則第二十四項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。